

◆生活

内 容	必 要 書 類 等	窓 口
□水道を使用している方（使用中止） ※使用中止3営業日前までにご連絡 ください	最終精算分の支払方法につい てはご相談ください。	上下水道局料金課（西庁舎1階） TEL (0565)34-6654
□し尿くみとり券 ※廃止・払戻し・人数変更の手続	・本人確認書類（運転免許等） ・くみ取り券	清掃業務課（清掃事業所） TEL (0565)71-3003
□古瀬間墓園利用許可申請事項の変更 （古瀬間墓園に利用権のある方）	・住所履歴の分かる住民票又 は戸籍の附票（コピー可）	やすらぎ福祉総務課 TEL (0565)34-6706

（清掃業務課：豊田市渡刈町大明神 39-3）

＊窓口についての説明

全支所…豊田市内にあるすべての支所・出張所で手続できます
足助等…足助支所・旭支所・稲武支所・小原支所・下山支所・藤岡支所で手続できます
市民課…市民課（豊田市役所南庁舎1階）で手続できます

◆その他

内 容	窓 口
□納税管理人の手続き収入がある方 ※収入がある方 ※土地・家屋・償却資産を所有されている方 《LINEからも申請いただけます！》  ←お手続きはこちらから	市民税課（南庁舎2階） TEL (0565)34-6617 資産税課（南庁舎3階） TEL (0565)34-6618
□原動機付自転車・オートバイ・軽自動車等をお持ちの方	市民税課（南庁舎2階） TEL (0565)34-6877
□1億円以上の有価証券等を所有している方	豊田税務署資産課税部門 TEL (0565)35-7777（音声案内）
□こども園の退園手続	各こども園
□小学校、中学校の転校手続 ※現地で通う学校により、必要な手続が異なります。	各小学校、中学校
□豊田市ファミリーシップ宣言に関すること	ジェンダー平等推進センター （豊田産業文化センター2階） TEL (0565)31-7780

◎問合せ

豊田市役所	電 話：（0565）31-1212 FAX：（0565）33-2221 ホームページ https://www.city.toyota.aichi.jp
開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日	

（令和7年4月1日 改訂）

国外転出される方へ

★帰国後の手続について（転入届）

問合せ先 市民課 記録担当 TEL (0565)34-6768

帰国後は新しい住所に住み始めてから14日以内に『転入届』を行ってください。

◀転入届に必要なもの▶

- 帰国者全員のパスポート
 - 日本への入国日が証明できるもの（入国スタンプ、搭乗券、航空券等）
 - マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
- ※紛失等をした場合、転入後の再申請には手数料（1,000円）が必要です。
- 戸籍謄(抄)本（下の①～③にひとつでも当てはまる方）
 - 附票謄(抄)本（下の①～③にひとつでも当てはまる方）
 - ①出国直前の住民登録地ではないところに転入される方
 - ②日本に住民登録をしたことがない方（国外で生まれた等）
 - ③国外にいる間に戸籍の届出をされた方（氏名・本籍地等が変わった方）

※戸籍謄(抄)本及び附票謄(抄)本は本籍地に転入される場合は不要です。

※代理人により転入届をされる場合や豊田市以外に転入される場合は、上記のもの以外に必要な持ち物がある場合がありますので、転入先の役所・役場に事前にご確認ください。

★出国前の手続について

※市役所以外の手続（郵便物・運転免許証など）は、ご自分で関係機関に住所変更の届出をしてください

印鑑登録をされている方へ

問合せ先 市民課 印鑑担当 TEL (0565)34-6733

・豊田市で印鑑証明書の発行ができるのは、転出予定日の前日までです。

印鑑証明書が必要な場合は、印鑑登録証、窓口に来られる方の本人確認書類を持参してください。

・豊田市の印鑑登録は転出日で廃止となります。転出日が届出日以前の場合は、印鑑登録証は返却してください。

マイナンバーカードをお持ちの方へ

問合せ先 市民課 マイナンバーカードコールセンター TEL (0570)083-130

・「国外転出継続利用」の手続をしてください。手続できるのは転出予定日の前日までです。手続できる人は本人又は法定代理人です（国外転出の届出日当日に限り、専用の委任状（ホームページに掲載）があれば同一世帯員が手続できます。）。

・上記の手続を行わない場合は、「返納」の手続をしてください。カードは回収します。

※「返納」された方は、国外在住中にカードを申請する場合は有料（1,000円）です。

・いずれの手続も行わない場合は、カードをお持ちの上、転出予定日から90日以内に国外転出者向けカードの申請をするか又は国内転入時に国内向けカードを再申請してください。

国民年金（第1号）に加入されている方へ

問合せ先 国保年金課 年金担当 TEL (0565)34-6638

国外転出された方はその間、国民年金の加入義務はなくなりますが、ご本人の申出により任意加入することができます。

国民健康保険に加入されている方へ**問合せ先 国保年金課 Tel (0565)34-6637**

豊田市国民健康保険の資格があるのは、国外転出日までです。国外転出日の翌日以降に医療機関等を受診されますと、豊田市が負担した医療費用を返還していただくことになります。国外転出の日付に合わせて、資格喪失日を調整する場合があります。

後期高齢者医療に加入されている方へ**問合せ先 福祉医療課 Tel (0565)34-6959**

愛知県後期高齢者医療広域連合が発行する資格確認書等が使用できるのは、国外転出日までです。国外転出日の翌日以降に、医療機関等で愛知県後期高齢者医療広域連合が発行する資格確認書等を使用されますと、後日、愛知県後期高齢者医療広域連合が負担した医療費用を返還していただくことになります。

転出届の際に資格確認書等を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。

医療費受給者証をお持ちの方へ**問合せ先 福祉医療課 Tel (0565)34-6743**

豊田市の医療費受給者証（子ども医療費受給者証など）は転出されると使用できません。転出してから医療機関等で豊田市の医療費受給者証を使用されますと、豊田市が負担した医療費用を返還していただくことになります。転出届の際に豊田市の医療費受給者証を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒にてお返しください。

※再度豊田市に転入しても、お手持ちの受給者証は再使用できません。

健康診査受診券・予防接種券をお持ちの方へ**問合せ先【健康診査受診券について】健康政策課 Tel (0565)34-6956****【予防接種券について】感染症予防課 Tel (0565)34-6180**

豊田市からお送りした健康診査受診券・予防接種券は転出されると使用できません。国外転出(予定)年月日の翌日以降に受診券・予防接種券を使用すると、豊田市が負担した健診・予防接種費用を返還していただくことになります。

以下の案内も参考にいただき、該当するものを各窓口で手続きしてください

一部の手続は支所・出張所でも行えます（内容により担当課で直接手続する場合があります）

豊田市公式LINEアカウントからできる申請や予約の手続きもあります。

詳しくは情報戦略課 Tel (0565) 34-6946 にお問い合わせください。



豊田市公式
LINEへの
二次元コード

◆保険・医療（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証	・各医療費受給者証	福祉医療課（東庁舎1階） ○医療費受給者証 Tel (0565)34-6743 ○後期高齢者医療 Tel (0565)34-6959	全支所 市民課
<input type="checkbox"/> 障がい者(心身・精神)医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 福祉給付金受給者証			
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度			足助等
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	・被保険者証又は資格確認書	介護保険課（東庁舎1階） 保険料について Tel (0565)34-6634	—
<input type="checkbox"/> 特定医療費受給者証(指定難病)	・受給者票又は受給者証	特定医療費専用窓口 (東庁舎4階) Tel (0565)34-6059	—
<input type="checkbox"/> 特定疾患医療給付事業受給者票 <input type="checkbox"/> 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者票 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証			
<input type="checkbox"/> B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票 <input type="checkbox"/> 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業参加者証			
<input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳	・戦傷病者手帳	感染症予防課（東庁舎4階） Tel (0565)34-6180	—
		やすらぎ福祉総務課（東庁舎1階） Tel (0565)34-6706	足助等

◆子育て（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
<input type="checkbox"/> 児童手当 ※出国前に必ず手続きしてください。 ※児童が引き続き日本で生活する場合は、国内で児童を監護する方から認定請求が必要です。	・本人確認書類（運転免許証等）	おやこ応援課(東庁舎2階) Tel (0565)34-6966 インターネット（あいち電子申請システム）からも申請可能です 詳細はこちらで参照できます (豊田市ホームページ) 	全支所 市民課
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊田市ひとり親家庭等支援手当 <input type="checkbox"/> 母子・父子家庭医療費受給者証	右記窓口でおたずねください	おやこ応援課(東庁舎2階) Tel (0565)34-6966	足助等

◆障がい者福祉（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障がい者保健福祉手帳	・各手帳	障がい福祉課（東庁舎1階） Tel (0565)34-6751	足助等
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当	・本人確認書類（運転免許証等）		
<input type="checkbox"/> 障がい福祉サービスの受給者証 <input type="checkbox"/> 障がい児通所サービスの受給者証	・受給者証		—